

第13回トラック輸送における取引環境・労働時間改善和歌山協議会

令和5年 2月 10日 14:30～16:30

ホテルグランヴィア和歌山 ル・グラン

I. 開会

○事務局

注意事項説明、資料確認、委員紹介、代理出席者の紹介

○開会挨拶（近畿運輸局 自動車交通部次長 後藤）

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました近畿運輸局 自動車交通部次長の後藤でございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、当協議会に出席いただき、誠にありがとうございます。当協議会は学識者、荷主、トラック事業者、労働組合など、トラック運送事業に関わる幅広い関係者に集まっていただきまして、取引環境や労働時間の改善について御議論いただく貴重な場になっております。

前回は、コロナ禍のために書面開催とさせていただきましたが、今回、また対面開催とさせていただきました。働き方改革関連法の対応が迫ったこの時期に、皆様方と対面で協議できますことをありがたく感じております。

トラック運送事業の課題は多くありますが、その中でも人材確保が喫緊の課題です。人材確保対策を進めるために必要なことは、サプライチェーン全体で取引環境の改善を図り、賃金や労働時間などの労働条件を改善して行くということでもあります。今年4月からは1か月60時間を超える時間外労働の割増率を50%以上に設定する。来年4月からは労働、時間外労働の上限規制、年間960時間というのが適用されていきます。それに対応するためには、労務費や燃料価格上昇分などの必要な原価を反映した適正運賃の収受が大事になってきます。

令和3年12月に総理官邸で開催されました「パートナーシップによる価値創造の

ための転嫁円滑化会議」において価格を転嫁パッケージに独占禁止法や下請法の施行強化が盛り込まれまして、公正取引委員会が中心となって今施策が進められているところでございます。

昨年末には、公正取引委員会の調査結果に基づきまして、受注者からの値上げ要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動に影響が大きい発注者13社が公表されましてメディアに大きく取り上げられました。

また、厚生労働省では改善基準告示の改正に伴いまして、トラックドライバーの長時間労働の是正のために、各府県労働局において荷主特別対策チームを編成し、発着荷主等の長時間の荷待ちを発生させないことについて要請や働きかけを行うようにするなど、関係機関で荷主対策が進められているところでございます。

改正貨物自動車運送事業法の標準的な運賃制度に基づき、荷主交渉を進め、適正運賃収受ができるよう、我々運輸局としても関係行政機関、トラック協会などと連携しまして、しっかりと支援してまいりたいと考えておりますので、トラック協会の会員の皆様方におかれましては荷主交渉を進めていただきたいと考えております。

大阪、京都、兵庫の協議会では、独自に協議会で議論するテーマを決めて取組を進めているところです。当協議会においても取り組むテーマや方向性について忌憚のない御意見をいただければよい協議会になると思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はよろしく願いいたします。

○事務局

報道機関の皆様におかれましては、写真の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、ここからの進行は座長の辻本先生にお任せいたします。

辻本先生、以降の進行をよろしく願いいたします。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

皆さん、こんにちは。座長の和歌山大学 辻本と申します。どうぞよろしく願
いいたします。

さて、トラック輸送をはじめ、物流は幅広い産業、それから国民の暮らしを支えて
おりまして、そういう中で長時間労働の問題ですとか、それから担い手不足の問題、
適正な運賃料金を収受できてない問題など、そういった様々な問題が起こってきてお
りますが、こういった問題について社会全体で解決に取り組んでいかないと、物流は
機能しなくなっていくということでございます。そうしますと各荷主の事業にも、国
民の生活にも多大な影響が出てくるということでございます。したがって、本協議会
というのは非常に重要な場であると考えております。

今日は、各方面から委員の皆さんにお集まりいただきまして、その他を含めまして、
4つの議題を用意しておりますので、ぜひ積極的に御発言いただけますと幸いです。
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に進んでいこうと思いますが、その前に委員就任の決議という
ことで、先ほど事務局から御紹介ございましたように、消費者の代表といたしまして、
和歌山市生活学校連絡協議会の顧問 竹本様にお越しをいただいております。今後、
協議会の議論に参加いただきまして、消費者の目線から御意見を頂戴するとともに、
トラック業界に関する様々な取組をぜひとも消費者の皆様にも届けていただきたいと
考えております。

協議会設置要綱の第8条によりまして、竹本様に委員として、新たに御就任いた
くことにつきまして、御承認いただきたいと思いますと思いますが、いかがでございしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

特に御意見ございませんので、正式に委員として就任をいただきたいと思います。

それでは、竹本様、一言御挨拶よろしくお願ひいたします。

○竹本委員

こんにちは。皆様はじめまして、まだ何も分かりませんが、今後ともよろしくお願ひいたします。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

それでは、竹本様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に沿って進行していきたいと思ひます。

まずは、議題の1つ目でございます。「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正内容（トラック）について」説明を事務局からお願ひいたします。

II. 議題

1. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正内容（トラック）について

○事務局

資料1～7説明省略

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

長時間というのは、私がお聞きしたかったのは、この「荷主特別対策チーム」の御紹介の中で、その「長時間の荷待ち」という文言が出てきますが、どれぐらいで長時間ということでお考えになっているのかなというのが気になりまして。

○事務局

どれぐらいという具体的基準はないです。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

分かりました。「荷主特別対策チーム」という新しい取組の御紹介があったところですが、何か御意見等ございませんでしょうか。

○田中委員

この「荷主特別対策チーム」を編成したということで、まだ、発表されてそう日が経っていないのですが、具体的に荷主のところを回っている中で長時間労働を是正するにあたり、これはうまくいってないなとか、取組が弱いなとか、そのような課題のようなものが、今まで発見されておりましたら教えてください。

○事務局

大変申し訳ありませんが、今年度1月から開始したところでして、まだなかなか集約できていないところがございます。全国的に実施している取組ですので、色々な内容を集約してまいりたいと思います。その際にはまたお知らせさせていただきたいと思います。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

他いかがでございましょう。

○山本委員

素朴な疑問なのですが、この非常に労働内容が厳しい中、特に原油が上がったり、様々なコストが上がったり会社の維持とか、運営にも大変なときなので、そういう方向で進めているということは非常にいいことだと思うのですが、この出ているデータというのは、どのようにして取っているのでしょうか。睡眠時間、労働時間、休憩時間など、かなり細かく詳細に出されています。これはヒアリングされているのでしょ

うか。

○事務局

厚生労働本省が行ったアンケート調査かと思います。脳・心臓疾患の労災の認定基準に関わります専門の実行委員会の報告書の中で取りまとめられた内容となりますので、具体的にどれくらいの件数を調査したのかについては申し訳ありませんが、今何ともお答えできないところでございます。

○山本委員

今、ITの機械も進んでいて、やはりこれだけの詳細のことで、また作業しながら運転者の方が会社へ報告しないといけないとなると大変なので、その辺は労働局、国が何らかのこのアイデアを出してほしい。

それともう一点。去年、和歌山県の経済団体を公正取引委員会のヨシダ委員が訪問されて、様々な公正取引委員会の取組について御説明いただいて、非常に活発な意見交換がされました。やはり国のほうでも労働局だけではなく、経済産業局、運輸局、公正取引委員会など、一体となっていくと取りまとめるというのは難しいと思う。これは和歌山だけの問題ではないと思うのですが、国のほうで考えていただかないといけないテーマではないかなと思います。

消費者の声を聞かれるということで、本日は新委員の方にもご参画いただいて非常によいことだと思うのですが、まず国が様々なことを整理して、我々に示していただいたほうが、色々な改善が進むのではないかなと思います。

○事務局

通報制度につきましては、私たちが監督に行った中で、親会社や元請会社から色々な条件が厳しいというお話を伺いましたら、通報制度もどんどん拡充しておりますの

で、関係省庁とも連携して取り組んでまいりたいと思います。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

色々な調査、データの収集については、非常に大事なことなのですが、効率化も大事だという御意見もあったかなと思います。調べ方改革とか、あるいはデータの集め方、使い方改革のようなことも今後大事なことなのかもしれません。

他に御意見等ございませんでしょうか。

○阪本委員

トラック協会の阪本でございます。改善基準告示はトラックを動かしている団体として、細かい取り決めが多く、実態が告示に追いつくことがなかなか難しい現状があります。労働時間については1日に9時間以上労働してはいけないという決まりがあります。この労働時間は渋滞や食事の時間もカウントされますので、例えば和歌山から東京に行くだけで9時間以上になってしまいます。東京に到着してから配達する時間を取ることができません。一方で、和歌山県の産物はほとんどが県内で消費されず県外に輸出されているので長距離輸送の需要も多く、そこは使命感を持たないといけないと思っていますが、労働時間の長時間化と法律を遵守することの両立について、大変苦勞しているところです。こうした実態を荷主の方や関係者の方に理解していただきたいと思っています。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

和歌山県トラック協会の阪本委員から2024年問題に向けたトラック業界の実情についてのお話等頂戴いたしました。

今日、トラック協会、トラック業界からは関西名鉄運輸の小松様にも来ていただいておりますので、今の実情等何か教えていただければと思いますが、よろしくお願

いたします。

○小松委員

関西名鉄運輸の小松と申します。今、会長からもお話がありましたが、私どもも全国のグループ会社を挙げて乗務員の採用というのが最大のリスク管理と申しますか、課題として捉えております。その中でグループ全体での採用を進めているわけですが、やはり私どもも大変苦慮しておると申すのが実態でございます。同業他社様からは、直近では特に貸切輸送等で長距離輸送とか、長時間労働でもともと高額報酬を得ていた乗務員様が、今後、そのお勤めの会社様がそういう業態ができないということで、給料が削減されると、それを受けてであればということで、転職で我々に応募があったりということも実際には見受けられるのですが、その方々の一番の目的は稼ぐということで、すぐに私どもの制度ではなじめなかったり、また、一方では働き方改革などで、いわゆる自宅に帰ると申す業態にシフトされるドライバーと、両極端に分かれてきているのではないかと感じております。弊社はなかなか大した給料体系ではございませんので、採用に至らなかつたりすることもあるのですが、そういう考え方が二極化しているのではないかなと、その中でやはり稼ぎたいという方々が働けなくなると、先ほどお話ありましたような長距離輸送が実際に、本当にままならなくなっていくというのが身にしみて感じているところでございます。

また、私どもは、運賃歩合に関する稼働給というか、歩合制的なところがしつこく残っておりまして、そういったところを改善して行くという取組を始めてはおりますが、先ほどの告示の改正等々、規則にまだ我々実態が追いついていないというのが、正直なところでございます。

一方で、私どもの取引先で、完全にその月額固定給の運賃、給料を払って採用しようと取り組んでおられた事業者様がいらっしゃいまして、そういうところは非常にたくさん応募があったということで、反響が大きいと感じた一方で、やはり一長一短

があって、我々の仕事の中身は、ドライバーというか、業務によって非常に差がござ
いますので、なかなかその応募がたくさんあった割には定着率が低かったり、差別化
が図れなかったり、ということで苦慮もされているということを知っております。た
だ、一つの考え方として、私どもも管理職以外で、そういう固定給というのは導入し
ていませんでしたので、一考の価値はあるのかなと感じております。

あとは、私どもは鉄道関係の親会社を持っている会社で、グループの再編等々で効
率化を図り、また、親子上場もしていたのですが、それも昨年に廃止をしまして、い
わゆる機能性を上げて今のような告示の改正等々と労働条件を変えるために、いわゆ
るグループ内の垣根を取っ払って、命令で全部やれるぞという形を取り込まないと改
善できないと、取り組んでおるところでございます。

拙い説明でございますが、全くで別件になりますが、先日、大雪の事態がありまし
た。いつも国道8号線を云々ということで新名神の通行止め等との情報もあったかど
思いますが、先般も私ども取引先の一部からその雪の中新潟まで走ってくれという要
望がありまして丁重にお断りしたのですが、お断りした当初は先方の担当者は憤慨を
されていたのですが、事情をきちんと説明することでしっかり御理解をいただけまし
た。また、料金につきましても、他社より下回って自分たちの首を絞めるというこ
とは一切やらずに取り組もうということを理念に挙げて、今現在グループで取り組ん
でいるような次第です。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

今の実情を教えてくださいました。それでは、先ほど阪本委員から、改善基準告
示についてなかなかまだ分かりづらい面があるというお話がございましたが、そこ
で当協議会の取組といたしまして、改善基準告示の改正に関するPR動画を作成する
という報告を受けておりますので、ここでそのことについて事務局から説明をお願い
したいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局

資料 8 説明省略

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

せっかくの機会でございますので、資料 8 をざっと御覧いただきまして、こうすればもっとこの荷主、元請の心に響くような内容になるのではないかとか、こういったところで配付をしたらもっと効果があるのではないかとか、何かアドバイスといたしますか、御意見ありましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○板谷委員

運輸労連の板谷です。先ほど、業界についてはトラック協会の会長並びに関西名鉄運輸から色々と実態も含めながら御説明があったのかなと思っています。私は労働組合ということですので、労働の観点から少しお話をしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

まず、今回の改善基準告示の改正によって働く時間が少なくなります。トラック業界というのが全産業よりも約 20%労働時間が長く、賃金については約 20%低いと言われています。そういう状況なので、トラックドライバーは残業することで、やっと全産業の平均賃金と同じぐらいになります。労働時間と賃金というのは、どちらかが大きくなれば、どちらかが低くなるのが現状だと思います。

そうした現状から、労働時間が少なくなったとしても、全産業の平均賃金と同じぐらいになれるような賃金体系が必要だと思っています。トラック業界の自助努力も必要だと理解していますが、荷主様に賃金についても御配慮いただけるようお願いをしたいと思います。そうでなければ、若い人が入ってこないで、ますます人手不足になってしまいます。健全性のある業界であるためには、こうした実情についてトラック事業者だけでなく荷主の皆様も含めて共通の認識をもっていただきたいと思っています。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

非常に重要な御意見をいただいたと思っております。働く時間が短くなってくるとしても、しかし賃金は変わらないか、上がっていくような、そういった状況をつくっていくというのが、今まで日本というのは人への投資というのが少な過ぎたと思われまますので、物流というエッセンシャルサービスの担い手の方々に対しても、その重要性に見合う賃金を、ぜひともお支払いできるような世の中になっていけばと思っております。そのためにぜひ、荷主の方々の理解も必要かなというところがございます。

いかがでしょうか。時間のほうもそろそろ過ぎてまいりました。

どうぞ、御発言お願いいたします。

○中島委員

DVDについて、ドライバーの方の周知、啓蒙なのか、それとも一般の方々にこの改正を知っていただくとか、あるいは、新たにそういうドライバーになりたい方々への周知ということの両面があるのでしょうか。

○事務局

ドライバーの方に分かりやすく解説したいというのがありますし、一般というか、荷主の企業の方にもどういう制限がかかっているのかということをお理解いただいて、労働時間短縮に協力していただくという目的もあります。

○中島委員

現状は改正に関するチャプター説明なのかなと思ったので、事例があれば分かりやすいのかなと思います。

○根矢委員

DVDについて、かなり細かい内容で運送会社向けと思いました。私は運送会社

に勤めており、荷主のお客様と様々なお話をするのですが、大手とそうではないお客様で2024年問題や改善基準告示の改正に関する理解度が全然違います。よって、例えば、今回の改正で和歌山からこんな荷物をこういうふうに運んだら静岡までしか運べないとか東京に行くには2日かかり、2日かかればコストが単純に人件費分倍になります、とか荷主の方がイメージしやすい具体的な事例があればいいのではないかと思います。また、一目で分かるような絵面のパンフレットを作成したりすることが必要ではないかと思います。

また、運賃の関係も恐らく、例えばメーカーでしたら販売価格を上げて、お客様が買うか、買わないかを選択される部分が多いと思うのですが、我々運輸業界は、基本的小客様との交渉で運賃が決まる設定になっています。ですから、大手はそうでもないかもしれないですが、中小の事業者様にとってはなかなか交渉しづらい、仕事が無くなってしまわないかと、そうならない為に、公正取引委員会の方が一生懸命啓蒙されていますが、なかなかそれも追いつかないかもしれません。

実態は競争が激しく、価格転嫁というのはなかなか進まない状況になりますので、人件費の最低賃金のように、最低運賃を定めるとか、そういう運賃の底上げに関して、今すぐにではないですが、将来的に検討していただけたらと思っています。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

そういたしましたら、このPR動画、今たくさん御意見いただきましたが、どういふふうに改善されますか。事務局から一言いただければと思います。

○事務局

できるだけ皆さんの御意見を反映させていただきたいと思います。また、時間のほうもあまり長くなってしまっは、逆に見ていただけないというのも出てきますので、次年度、新たに労働時間全体や運賃を含めた動画の作成を考えていきます。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

では、作成のほうどうぞよろしく願いいたします。

それでは少し時間が押してまいりましたので、議題の1つ目は、このあたりにさせていたただこうと思いますが、他特に御発言になりたい点はございますか。

○阪本委員

改善基準告示を解決する方法として、荷主側と荷物を受け取る側、運ぶ側の三位一体で解決していく必要があるのではないかといつも思っているのですが、協力をお願いします。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

そういう三者一体、パートナーシップということですね。協力しながら取り組んでいこうという御提案でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題の2つ目に進ませてもらいたいと思います。「適正運賃の収受に係る取組について」説明を事務局からお願いいたします。

2. 適正運賃の収受に係る取組について

○事務局

資料9 説明省略

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

今、近畿トラック協会が実施されたアンケートについての紹介があったところですが、これに関連して和歌山運輸支局から報告があるようです。

○事務局

資料 10 説明省略

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

それでは、この議題 2 の適正運賃の収受に関する取組について、今、お三方から御説明いただいたところでございますが、ここで皆さんから御意見いただきたいと思うのですが、まず、和歌山運輸支局の泉野委員から何かコメントがあればいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○泉野委員

先ほど近畿運輸局の金澤課長と運輸支局の鈴木首席からも説明したところですが、トラックドライバーの労働条件の改善、それから事業者自身の健全な事業の運営、これを守るために、令和 2 年の 4 月にこの標準的な運賃の告示をしたところです。

和歌山県内におきましては、558 事業者中の 380 事業者が届出をしております、約 7 割ということで、全国的に見ても高い水準だと思っております。

先ほどの運賃収受状況のアンケートの結果を見ますと、届出をして交渉をした事業者とそうでない事業者を比べた場合に、交渉した事業者のほうが良い成績が顕著に表れていると思っております。今後におきましても事業者の皆さんが自己の経営状況を踏まえて、運賃を分析して荷主との運賃交渉に臨むことが重要と考えております。

和歌山県トラック協会におかれましては、引き続き会員事業者への周知をお願いするとともに、先ほどのアンケート結果で挙げさせていただいた課題に対しまして、多くの事業者の運賃交渉が進むような対応について御検討いただけたらと思っております。

なお、運賃交渉に当たりましては、荷主企業の皆様の御協力が必要不可欠です。和歌山運輸支局としましても、引き続きあらゆる機会を通じて周知を行ってまいりたいと思いますので、今後とも引き続き御協力をよろしくをお願いします。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

今回アンケートをたくさん実施されているようですが、その結果を見ていただきますと、参考資料の9の表紙を見たら非常によく分かりますが、今、泉野支局長からもありましたが、荷主と交渉したところは値上げできており、やはり行動しなければならないという結論が一つ大きく出てくるということでございます。

ここで、今日参加いただいております荷主企業の委員の方に、トラック事業者からコスト上昇分に対する運賃値上げとか、燃料サーチャージの導入について、もし相談があった場合どういうケースだったら運賃交渉に応じやすいのか、あるいは反対にどういう交渉であったら運賃交渉に応じられないのかと、そういったところを教えてくださいただけるとありがたいかなと思いますので、花王の御崎委員いかがでしょうか。

○御崎委員

我々は適正な運賃で運んでいただくという形で、交渉は常に受け入れております。トラックドライバーが運んでもいいよと言ってもらえるように活動しております。

最近、女性ドライバーが増えてきまして、工場に女性用トイレがありませんと、トイレから女性が出てきたときにびっくりするということもありまして、工場に男性用、女性用トイレを設置したり、パレット輸送については乗り捨てにしたり、静脈物流のところでパレットを回収する等工夫したり、休憩所を設けるであるとか、待機時間を短くするとか、運賃だけではないインフラの部分の取組を行っています。

運べなくなればお客様に商品をお届けられませんので、運んでいただくためにどういうふうにしてトラックを集めることができるかを検討する中で、ドライバーにアンケートを取りました結果、バース予約システムを導入することになりました。ドライバーの多くは朝早くにいらっしゃることが多いので、朝早くの時間帯が混んでしまいます。そうすると1時間に10台しか出せないのに20台来てしまいます。それであれば予約システムで、この時間しか積めないよと告知して効率的な輸送をできるよう

にしたり、また、我々和歌山と川崎に拠点工場を持っていますので、往復で荷物を運んだりとか、そういうところでトラック協会とウイン・ウインの関係になるように活動しております。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

運賃改定以外にも幅広く取組をしていただけているということでございます。

それに対しまして今議題になっております。適正な運賃の収受に関する取組について、何か御意見があれば、皆さんいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

ちなみに、資料10の11ページにこのアンケートから見えてくる課題等ということで、まとめていただいているということは、今後、事務局としてこういう取組、荷主に対する交渉を行うための支援ですとか、それから成功事例の情報共有だとか、それから燃料サーチャージ等々の知識を習得するための取組だとか、働き方改革への理解の深度化の取組、こういったことをしっかり取り組んでいきたいと、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○事務局

客観的に見たときにこういった課題があるのかなというところを示させていただいておりまして、また、この中身自体については事業者に対しての理解を深めるような課題になってしまったので、そこもまたトラック協会と相談しながら進めていけたらなと思っております。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

ぜひお取組していただいて、次回の協議会でどうなったかというのを御報告いただけますと、次に繋がっていいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、運賃の収受に関する取組について、他何か御意見等はございますか。

○根矢委員

資料を見させていただいて、非常に標準的な運賃への転嫁率が高いなと思ったのですが、本当かなと思いました。実勢価格と標準的な運賃の差額は把握されているのですか。そうしたデータがあればまた開示いただきたいです。

また、標準的な運賃については現行の運賃かと思いますので、今後に向けては2024年以降の標準的な運賃が幾らになるかというのが一番、今後大事になってくるので、その2024年以降の標準的な運賃の目安がもし分かるようでしたら、それに対しての各運送会社、荷主様とも交渉しやすくなるような、そういう環境はぜひつくっていただきたいなと思います。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

今の点、事務局いかがでしょうか。

○事務局

なかなか、トラック事業者の皆様がどのくらいの金額が取れているかというのを集計することは難しいところございまして、正直言いたくない方も多いとは思いますが、色々とヒアリングをする中では、やはり少なくとも今の水準よりも収受する必要があるというのを認識している方はかなりいらっしゃいまして、当然、荷主の方々も、それぞれの業態とか、運ぶ物、中身について色々なパターンがございますので、我々としましても、おっしゃられるように2024年に向けてさらに標準的な運賃を見直すのかという議論もそろそろ本省でも始まりつつあります。時限立法としては、標準的な運賃は来年の3月までということになってはいますが、一方で、延長を求める声というのは出てきており、今後、その2024年以後も、引き続き事業が続け

られるような展開というのは、これから起きていくだろうと思っています。

その過程においてどのくらい収受できているのかという調査も、実は有意義なものだと思いますので、何らかの機会を捉まえて考えていきたいと思っています。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

他いかがでしょうか。もしないようでしたら、次の議題に進もうと思います。

議題3です。「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議について」、この点につきましては、本日御欠席の公正取引委員会の取組も含めまして、事務局から通しで説明をよろしくお願いいたします。

3. パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議について

○事務局

資料1-1 説明省略

○小谷委員代理

資料1-2 説明省略

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

それでは、この議題3につきまして、何か御意見、御質問がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員

商工会議所の田中です。今「パートナーシップ構築宣言」のお話を御説明されましたが、商工会議所は物を運ぶということについては、荷を出す立場、それから運ぶ立場、それから荷を受け取る立場と三位一体3者が会員になっています。

それから「パートナーシップ構築宣言」で言えば、発注と受注と両方の立場にあり

ます。一昨日も当方の会議の中で、全ての議員に「パートナーシップ構築宣言」をしていただくように、いずれの立場にあっても適正な取引をしてくださいということで、今後、指導員が回ってお願いするということを実施しております。

お願いがあるのですが、近畿運輸局も、それから公正取引委員会も、これを実効性のあるものにということで非常に力強く取り組んでくださっております。ただ一部で聞いたところ、こういう価格転嫁を発注元にすると、そのときは、「はい、はい」と聞いていただけますが、最後契約をしていただけないとか、「江戸の敵を長崎で討つ」ような、そんな話もあると聞きますので、そういう下請の弱い立場の声をもっと聞いていただいて、より実効性のある「パートナーシップ構築宣言」の効果というのですか、それを高めていただきたいということをお願いします。

それから、DVDの話の中で倉庫協会がお話されましたが、やはり運送業界の方だけルールを守れというメッセージ、内容になっているような気がします。私も、告示は守らないといけないと思いますが、そのためには荷を出すほう、それから、企業だけでなく個々のエンドユーザー、我々も含めて、そういう荷物を受け取る人もこういう働き方改革に協力して、適正な価格を払わないといけないというアナウンスをしていく必要があると思います。トラック協会の問題、あるいは荷主の問題というだけではなく、これは、全ての国民というのは大そうですが、全ての経済活動に関わっている者、個人消費者も含めて一緒になって考えていかないと、トラック業界を規制するだけで終わりますので、そこを特に行政が中心になって仕掛けていき、それに追随して我々経済団体も協力し合っていくという構図で取り組んでいかないと上手くいかないのではないだろうかということで、先ほど協会が言われたことを踏まえて、DVDもしっかり考えていただいたらと思います。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

たくさん御意見いただきましたが、経産局様、どうでしょうか。

○小谷委員代理

1点目につきまして、本当に商工会議所様には、特にパートナーシップのほうでは、自ら主体となってまさに会員様に周知をしていただいているかと思えます。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

下請の声をよく聞くというところにつきましては、もちろん下請けGメンを中心に日々活動をしているところでございますが、おっしゃったようにまだまだそういう問題たくさんございますので、引き続きしっかりとそういった声を聞いていって、取引改善につなげていきたいと思っております。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

それと、PR動画の制作についても御意見がございましたので、ぜひ反映していただくよう、よろしくお願ひしたいと思えます。

他、御意見大丈夫でしょうか。

それでは、議題3はこのあたりにさせていただきたいと思えます。今後ともぜひ適切な価格転嫁について、皆さまの御協力のもと取組を進めていただければと思えます。

議題4の「その他」でございますが、これは事務局から何かございますか。

○事務局

資料13説明省略

○前野オブザーバー

参考資料説明省略

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

そういたしましたら、何か全体を通しての御意見等ございませんでしょうか。

それでは最後に、今回初めて参加された竹本委員に今日の感想を少しお伺いして終了したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○竹本委員

今日一日皆様と色々なお話を聞かせていただきましたが、本当にトラック業界には様々な弊害があるように感じました。

昨今の色々な生活用品の値上げなどは、消費者である私たちに直接影響がある問題です。これを機に私たちの協議会に持ち帰りまして、また、皆様方と色々な話し合いを進めていきたいと思っております。私たちも皆さんと御相談した上で、協力させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

それでは、これで私の役目は終了させていただきますので、進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

○事務局

辻本先生、ありがとうございました。

最後に、和歌山労働局基準部長の酒井様より御挨拶を申し上げます。

○酒井委員代理

和歌山労働局労働基準部長の酒井でございます。委員の皆様方、本日長時間にわたりまして、大変活発な議論いただきまして、誠にありがとうございました。

令和6年4月の時間外労働の上限規制、改善基準告示の適用に向けまして、これには荷主の皆様のお協力によって、諸慣行を改善すること必要不可欠と考えているところでございます。今後も相談センターによる相談支援などにも努めますとともに、監

督署でも荷主企業への要請と取り組んでまいりたいと思います。

また、改善基準の周知でございますが、改善基準が分かりづらいですとか、もっとここをこうしたほうが効果的に広報できるのではないかとといったような御意見たくさんいただきました。施行まで1年余りとなっております、あとなかなか予算上の制約もありますので、全ての御意見取り入れるということはなかなか困難かもしれませんが、できるところは取り入れて、今後の周知に活用させていただきたいと考えております。また、本日そういった御意見があったことは機会を捉えまして、上級官庁にもお伝えしていこうと考えているところでございます。

私ども労働局も、引き続き関係機関の皆様の御協力、連携いただきながら、トラック運転者の方々の長時間労働の改善に向けまして、より一層取り組んでまいり所存でございます。今後とも引き続き御協力のほど、どうぞよろしく願いいたします。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

○事務局

皆様には、長時間にわたり熱心な御議論をいただき、誠にありがとうございました。全ての議論が終了いたしましたので、本日の協議会は終了させていただきます。

また、事後の質問事項などがございましたら、事務局である和歌山運輸支局輸送部門までメール等により、お寄せいただければと思います。

なお、次回協議会の開催時期等については追って御連絡差し上げます。

本日はありがとうございました。

以上